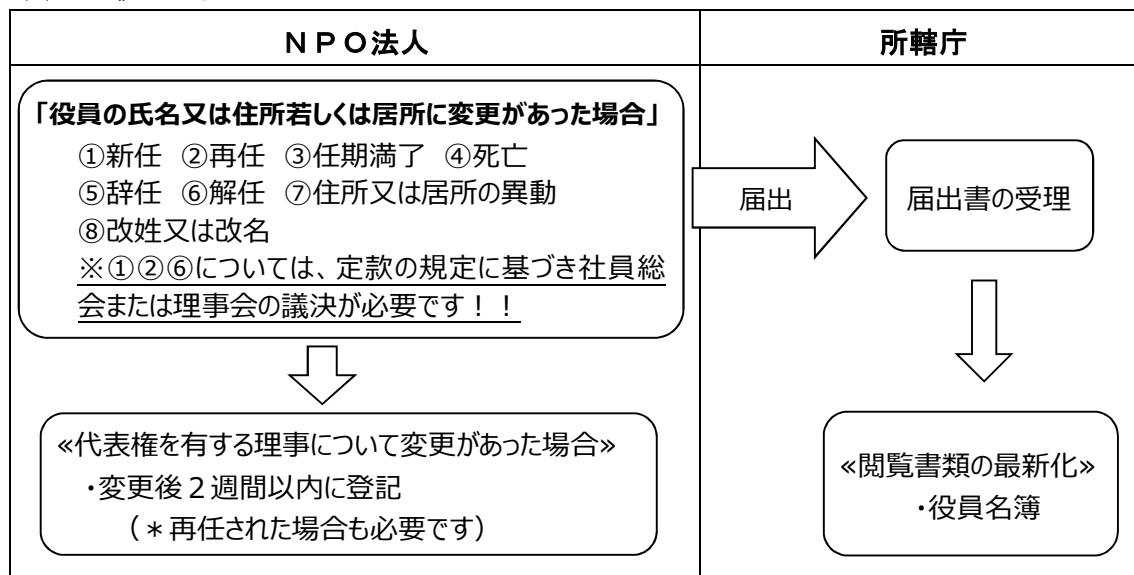


2 役員の変更の届出

NPO法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、所轄庁に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等を届け出なければなりません（法23①）。

また、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令3①）。

(1) 手続きの流れ



(2) 所轄庁への届出

	届 出 書 類 等	様 式	部数	参照P
1	役員の変更等届出書	第4号	1	100
2	変更後の役員名簿	任 意	2	102
＜新任の場合提出＞				
3	就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）	任 意	1	103
4	役員の住所又は居所を証する書面 （住民票等6ヶ月以内に発行されたもの） ＊住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は省略可能	官公署	1	—

《注意事項》

- ① 同一人が、理事から監事へ、又は監事から理事へ変わるときは、辞任（又は任期満了）と新任に該当することになります。
- ② 定款に定めている定数を超えて役員を増員する場合は、定款を変更する必要があります。
- ③ 任期満了後、全員が再任された場合も届出書を提出してください。
- ④ 代表権を有する理事について、任期満了に伴い再任された場合は（全員が再任でも）、改めて当該役員の「重任」の登記が必要です。

(3) 登記

代表権を有する理事に関する事項に変更があったときには、2週間以内に法務局で登記を行う必要があります。

なお、定款をもって、代表権の制限に関する定めがある場合は、その旨を登記しなければなりません。この場合、代表権を有する理事以外の役員登記は不要です。

《参考》 定款による代表権の定めについて

平成24年4月1日に施行された特定非営利活動促進法及び組合等登記令の改正により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません（組登令2、別表）。また、特定の理事（理事長等）のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要がなくなりました。

（注）定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

記載例 役員の変更等届出書

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

岡山市長 様

提出の日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者氏名 △ △ △

主たる事務所の所在地

電話番号 (×××) ×××××

役員の変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第23条第1項の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役名	フリガナ 氏名	住所又は居所↓	生年月日
〇年〇月〇日 再任	理事	フリガナ 〇〇 〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番地〇号	新任で、住民票を省 略する場合のみ生 年月日を記入。 ↓ S25.4.1 S31.3.1
〇年〇月〇日 辞任	理事	フリガナ 〇〇 〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番地〇号	
〇年〇月〇日 新任	理事	フリガナ △△ △△	〇県△郡△町△△△番地	
〇年〇月〇日 新任（増員）	理事	フリガナ △△ △△	〇県△郡△町△△△番地	
補欠・増員の場合は、その旨を付記すること。増員の場合は、定款に定める役員定数を越えないよう確認すること。定数を変更する場合は、定款変更届が必要。				
住所の異動	監事	〇〇 〇〇	〇県△郡△町△△△番地	
〇年〇月〇日 改姓	理事	フリガナ 〇〇 〇〇 (△△)	〇県△郡△町△△△番地	

住民票どおりの氏名、住所を記載。

住所又は居所↓

理事・監事の別を記入。
(理事長・会長等の役職名ではない)

新任で、住民票を省略する場合のみ生年月日を記入。

新住所を住民票どおりに記載

旧姓を（ ）で併記する。

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 5 「住所又は居所」の欄には、各役員の住所又は居所を証する書面のとおりに記載すること。
- 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。
 - (1) 当該各役員が特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（コピー）
 - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面※
※住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は、住民票は省略可能
- 7 「生年月日」の欄は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合にのみ記載すること。
※役員が新たに就任した場合で、住民票を省略する場合のみ記載
- 8 変更後の役員名簿は 2 部添付すること

役 員 名 簿

(年 月 日現在)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

住民票の記載どおりに記入する。

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「役職名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。但し、理事において、理事長・副理事長などの職名を定めている場合はそれぞれの理事について職名を記載してください。
- 3 任期（2年以内で定款で定めている期間）を記載してください。
- 4 それぞれの役員について報酬の有無を記載すること。

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

署名または記名押印

町名及び番地まで、住民票どおりに記載

住所又は居所

氏名

(印)

私は、(特定非営利活動法人の名称)の理事(又は監事)に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

理事か監事のいずれかを記載

特定非営利活動促進法第20条の要件	
次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。	
一	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
二	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
三	以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した場合 ・ 刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合 ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
四	暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
五	設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
六	心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
特定非営利活動促進法第21条の要件	
役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。	

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「住所又は居所」の欄には、各役員の住所又は居所を証する書面のとおりに記載する。
- 3 原本は法人で保管する。